

佐賀県選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法事務規程（平成12年佐賀県選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

平成28年2月16日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（不在者投票を行うことができる施設の指定）</p> <p>第38条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 この条の規定に基づいて行った指定、指定の変更又は指定の取消しは、第1条の規定にかかわらず、市町長の選挙、市町議会議員の選挙、<u>海区漁業調整委員会委員の選挙及び農業委員会委員の選挙</u>においても効力を有する。</p>	<p>（不在者投票を行うことができる施設の指定）</p> <p>第38条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 この条の規定に基づいて行った指定、指定の変更又は指定の取消しは、第1条の規定にかかわらず、市町長の選挙、市町議会議員の選挙<u>及び</u>海区漁業調整委員会委員の選挙においても効力を有する。</p>

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。